

内 情

令和5年10月26日

職員各位

情報政策課長

文章生成 AI（ChatGPT）の利用について（通知）

業務効率化や価値創出を目的に、文章生成 AI（ChatGPT）の利用を開始します。

文章生成 AI（ChatGPT）は、利用者がテキストボックスに質問や指示を入力すると、AI がその内容を解析して、回答となる文章を生成するシステムです。

その活用により、業務にかかる手間や時間の削減、新たな気付きや示唆の獲得などが期待されます。一方で、入力した情報が他者に漏洩・拡散されるリスクや他者の権利を侵害する可能性があります。

利用を開始するにあたり、下記のとおりガイドライン及び活用マニュアルを作成しましたので、前橋市情報セキュリティポリシーと併せて遵守し、適切に利用してください。

記

1 利用対象

職員（正規職員及び会計年度任用職員）のうち希望する者

2 接続するネットワーク及び利用サービス

コアネットワーク接続系、OpenAI 社が提供する ChatGPT3.5

3 業務における活用例（活用マニュアルより抜粋）

文書作成（作成補助、校正、翻訳）、アイデアの発想支援、Excel 関数生成 等

4 禁止・注意事項（ガイドラインより抜粋）

- (1) 個人情報や非公開情報は入力しないでください
- (2) 業務以外での利用はしないでください
- (3) 必ず情報の事実確認をしてください
- (4) 判断の責任は人間にあることを自覚し、自らの責任の下に利用してください

5 利用開始の手順 ※詳細は全庁掲示板等に掲載

- (1) 利用希望者は、Forms から利用申請を行います
- (2) 情報政策課は、利用申請を受領した翌週までに、順次承認を行います
- (3) 承認後、利用決定者は手順に沿って利用を開始します

6 提供資料

- (1) 前橋市生成 AI 利用ガイドライン
- (2) 活用マニュアル「Smart-GPT」

問い合わせ先

情報政策課 DX 推進係

※Teams の全庁チーム内「ChatGPT」チャンネルに投稿してください

前橋市生成 AI 利用ガイドライン

第 1 版（令和 5 年 1 0 月 2 6 日策定）

1 目的

- ・本ガイドラインは、前橋市職員が業務で生成 AI を利用する際に注意すべき事項等を解説するもの。
- ・生成 AI は、業務にかかる手間や時間の削減、新たな気付きや示唆の獲得などが期待される。
- ・一方で、入力したデータが学習され第三者の回答に利用されるなど情報が他者に漏洩・拡散されるリスクがある。入力するデータの内容や生成物の利用方法によっては法令に違反したり、他者の権利を侵害したりする可能性がある。
- ・本ガイドラインをよく読み、個人情報などの市民の権利、財産をしっかりと守ることを念頭に置き、生成 AI を利用すること。

2 対象とする生成 AI

- ・生成 AI とは、人工的な方法により学習、推論等の知的機能を備え、かつ、質問その他の電子計算機に対する指令に応じて当該知的機能の活用により得られたテキスト、画像、音声または他のメディア等の結果を自動的に出力するよう作成されたプログラム及び当該プログラムと連携して動作するプログラムです。
- ・本ガイドラインが対象とする（前橋市職員が利用する）生成 AI は以下とする。なお、接続するネットワークはコアネットワーク接続系とする。
OpenAI 社が提供する ChatGPT3.5

3 禁止・注意事項

(1)個人情報や非公開情報は入力しないこと

- ・令和 5 年 9 月 1 5 日付け総務省通知によれば、生成 AI を活用するための「外部サービス」はセキュリティ対策やデータの取扱いなどについて自組織への特別な扱いを求めることができない場合が多く、必要十分なセキュリティ要件を満たすことが一般的に困難であることから、機密性 2 以上の情報資産は取り扱うことができないと明示されています。
- ・国が明示する機密性 2 以上に相当する前橋市情報セキュリティポリシー上の情報資産の重要性分類は表のとおりで、これらにかかる情報の入力は禁止します。
- ・なお、非公開情報の取扱いは、前橋市情報公開条例第 6 条各号を参考にしてく

ださい。

表

本市が定める 重要性分類	重要性分類Ⅰ	重要性分類Ⅱ	重要性分類Ⅲ	重要性分類Ⅳ
基準	個人情報及び 業務上必要と する最小限の 者のみが扱う 情報	公開すること を予定してい ない情報資産	外部に公開す る情報資産の うち業務上重 要な情報資産	左記以外の情 報資産
国の分類	機密性 3	機密性 2	機密性 1	
情報(質問や指 示) 入力 of 可・ 不可	不可		可	

【参考】公開することを予定していない情報資産（前橋市情報公開条例第 6 条各号に定める非公開情報）

▶法令秘情報（第 1 号）

法令又は他の条例の定めるところにより公開することができない情報

▶個人情報（第 2 号）

氏名・住所・疾病・財産等の個人に関する情報であり、公開しないことが正当であると認められるもの

▶法人情報（第 3 号）

生産技術・ノウハウ・取引先・財務経理に関する情報など、公開すると当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの

▶意思決定過程情報（第 4 号）

行政としての最終的な意思決定前の検討、協議、審議等の過程にある情報で、公開すると公正又は適正な意思決定に著しい支障が生ずると認められるもの

▶事務事業執行情報（第 5 号）

監査、立入検査、取締り、許可、認可、監視、徴税、渉外、争訟、交渉、契約、試験、用地買収、人事その他の事務又は事業に関する情報であって、公開すると、目的が損なわれたり、公正な執行に著しい支障が生ずると認められるもの

▶国等協力情報（第 6 号）

国等の機関との間における照会、回答、依頼、委任、協議等に基づいて作成し、

又は取得した情報であって、公開することにより国等との協力関係又は信頼関係が著しく損なわれると認められるもの

▶公共の安全情報（第7号）

公開することにより人の生命、身体、健康、財産等の保護、犯罪の予防その他公共の安全と秩序の維持に支障が生ずると認められる情報

▶任意提供情報（第8号）

法人等及び個人からの任意提供情報について、公開することにより当該法人等及び個人との協力関係又は信頼関係が著しく損なわれると認められるもの

(2)業務以外での利用はしないこと

- ・業務以外の目的で生成 AI を利用しないこと

(3)事実確認

・ ChatGPT 等の大規模言語モデル（LLM）の原理は、「ある単語の次に用いられる可能性が確率的に最も高い単語」を出力することで、もっともらしい文章を作成していくものです。書かれている内容には虚偽が含まれている可能性があるため、必ず事実確認を行うこと。

・ 生成 AI は、インターネット上の情報を基に学習していることが多いため、生成される回答は、多数派の意見が尊重され、少数派の意見が反映されにくい傾向にある。そのため、返答にはバイアスが含まれている可能性があり、その回答に基づいた判断をしてしまうことによって個人及び集団が不当に差別されないよう注意すること。

・ 生成 AI は学習データにないことは答えられない。例えば、2021年9月までのデータで学習した生成 AI であれば、それ以降に発生した事項については答えられないか誤った回答をしてしまう。生成 AI の学習の元データの範囲をきちんと確認すること。（ChatGPT の学習データは 2021年9月までの学習データを反映）

・ 生成 AI のこのような限界を知り、その生成物の内容を盲信せず、必ず根拠や裏付けを自ら確認すること。

(4)自らの責任の下に使用すること

・ 業務における検討や判断の責任は人間である各職員にあり、生成 AI は業務遂行にあたっての単なる補助的なツールに過ぎない。各職員が適切に生成 AI の活用範囲を判断し、自らの責任の下に利用すること。

- ・ 生成 AI は前橋市の状況、各地域の状況を詳細に把握しているものではない。ま

た、生成 AI の出力には、後述のように、虚偽や偏りのある意見等を含む可能性がある。そのことを十分に認識し、業務遂行（政策決定や市民からの相談に対する回答等）に当該出力をそのまま用いることはしないこと。

- ・最終的な判断の責任は職員自身にあることを自覚して使用すること。

以上